

任意後見監督人申立セット

(1) 必要な書類を全てそろえてください。

速やかに手続きを進めるために、書類が全てそろってから、お電話ください。



(2) 家庭裁判所に電話して、面談日時を予約してください。

予約日時 月 日 () 午前・後 時 分

書類を提出する窓口 ()



(3) 家庭裁判所に申立書類一式をお持ちになり、面談を受けてください。(即日事情聴取)

※ 予約当日、申立人は必ずおいでください。

※ 可能な限り、ご本人も同行してください。

※ 場合により、再度来庁していただくこともあります。